

2025 年 6 月

電気・ガス料金負担軽減支援事業に係る 電気料金の特別措置について

当社は、政府の「電気・ガス料金負担軽減支援事業」の実施を受け、2025 年 7 月から 9 月の 3 か月にご使用の電気料金について、値引きをする特別措置を実施します。

1. 特別措置の適用範囲

当社と電気需給契約を締結しているすべてのお客さま

※ 本措置の適用にあたり、お客さまから当社にお申し込みいただく必要はありません。

2. 特別措置の適用期間

2025 年 7 月使用分から 9 月使用分まで

3. 特別措置の内容

特別措置の適用期間における電気料金を算定する中で、以下の金額を差し引くことにより電気料金を値引きします。

	2025 年 7 月使用分 2025 年 9 月使用分	2025 年 8 月使用分
差し引き額	1.0 円/kWh	1.2 円/kWh

4. お客さまへのお知らせ

この特別措置を適用している期間中、毎月のご請求書内の「電気料金計算内訳書」に、「緩和対策補助割引」として割引額を掲載いたします。

なお本事業の詳細は、経済産業省資源エネルギー庁のサイトに掲載されておりますのでご確認ください。

エネルギー価格の支援について https://www.enecho.meti.go.jp/category/gekihen_lp/

電気・ガス料金支援特設サイト <https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp>

お問い合わせは、山口グリーンエネルギー株式会社ホームページのお問い合わせフォームをご利用ください。